

市 売 規 定

(買方組合員以外)

日田地区原木市場協同組合（以下協同組合と称する）の市売規定を次のとおり定めます。

第1条 加盟事業所

日田木材市場株式会社・株式会社日田中央木材市場・日田郡森林組合木材共販所・日田木材協同組合市場・株式会社九州木材市場・日田市森林組合木材共販所・株式会社ナンブ木材流通

第2条 市売規定の遵守

当原木市場協同組合加盟事業所の市場・共販所で入札に参加する者は、本規定を承認されたものとみなします。

第3条 市日の制定

当原木市場協同組合の市日制定は、別表市日日割表に基き原則として天候に関係せず開市します。

第4条 入札参加の条件

- 1 入札保証金は50,000円とし現金にて前納していただきます。
- 2 入札保証金は落札代金に充当します。
- 3 落札材の引取りは落札代金納入後お引取り願います。

第5条 入札の方法

- 1 競争入札とします。なお、市場の対応が可能な場合はFAXやインターネットによる入札参加を可とします。
- 2 入札材の落札はその日の最高価格とします。但し、当方の希望額に達しない物件は再入札又は不落とします。
- 3 談合して入札した者の入札は無効とします。

第6条 落札代金（運賃・積込料を含む）の決裁方法

- 1 落札代金は現金又は銀行保証小切手を以って精算することとします。但し、各市場・共販所の指定す

る銀行口座振込みも可とします。

- 2 落札代金は入札の日より10日以内に納入することとします。
- 3 理由なく10日以内に入金なきときは11日目より年率9.13%（日歩2.5銭）の利息を申し受けます。
- 4 落札代金が入札の日より起算して理由なく15日を経過しても入金のないときは、当協同組合加盟の市場・共販所での入札を断ることもあります。

第7条 落札材の引取り及び倉敷料の徴収

- 1 落札材は落札の日より10日以内に引取りを完了していただきます。
- 2 倉敷料は落札の日より11日以降については一立方メートルにつき100円を買主より徴収します。但し、15日以内に引取りを完了したときはこれを免除します。

第8条 落札材の解約

落札材の解約申し出は一切お断りします。

第9条 落札材の積込

落札材引取りのためリフトを使用の場合は積込料として500円/m³を申し受けます。

第10条 日田素材買方協同組合の組合員については従前の市売規定によるものとします。

第11条 この規定にない事情が生じた場合は、その都度市場と買主が協議します。

平成 4年10月 1日制定

平成23年 2月15日一部改正

日田地区原木市場協同組合